

部を改正する法律案

国土開発縦貫自動車道建設法の
一部を改正する法律

国土開発縦貫自動車道建設法（昭和
三十二年法律第六十八号）の一部を
次のように改正する。
別表中九州自動車道の項の次に次の
ように加える。

北陸自動車道 新潟市 大津市

富山市附近 金沢市附近 福井市

附近

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

理由

国土を縦貫する高速自動車交通網を
整理し、かつ、北陸地方の開発を強力
に推進するため、北陸自動車道を開設
する必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

○二階堂委員長 まず提出者より趣旨
説明を聴取いたします。塚原俊郎君。

○塚原議員 ただいま議題となりまし
た国土開発縦貫自動車道建設法の一部
を改正する法律案につきまして、私
は、自由民主党、日本社会党及び民主
社会党を代表いたしまして、その提案
の理由を御説明申し上げます。

国土開発縦貫自動車道建設法は、去
る昭和三十三年、交通需要の充足、近
代的陸上交通網の確立、さらに国土の
普遍的開発、国民経済の拡大発展等を
趣旨として、その成立を見たのであり

ます。

本法律の制定に基づき、中央自動車
道が明年度着工の運びとなつてゐるの
を初めとし、東北、北海道、中国、四
国及び九州の自動車道については調査
が進められてゐるにもかかわらず、ひ
とり北陸地方のみはその恩恵に浴さ
ず、旧態依然たる裏日本的宿命に甘ん
じて今日に及んでゐるのが実情であり
まして、この際何らかの抜本的解決策
を講ずることが喫緊の課題であると信
ずるのであります。

すなわち、既存の主要幹線道による
輸送力は飽和状態であり、これを打開
するため阪神、中京及び京浜経済圏に
直結する長距離輸送ルートとして、新
潟を起点として名神高速自動車道と結
ぶ北陸縦貫高速自動車道の建設を必要
とするゆえにも実にここに存するので
あります。と同時に、関係地方住民の
多年の念願である本自動車道の新設に
よりまして、その後進性を打破し、地
域格差を是正し、もつて本地方の開発
を強力に推進するための母胎となした
いと考えるのであります。

ただいままで提案の趣旨を述べて参
りましたが、次に内容について一言御
説明申し上げます。

現行国土開発縦貫自動車道建設法の
別表中、九州自動車道の項の次に、北
陸自動車道の路線名を追加し、さらに
起点、終点及び主たる経過地を加える
等、所要の改正を行なうことでありま
す。

以上が国土開発縦貫自動車道建設法
の一部を改正する法律案の提案趣旨及
び内容でございますが、何とぞ慎重御
審議の上、すみやかに御決定あらんこ
とをお願いいたしまして、提案理由の

説明にかゝる次第であります。

○二階堂委員長 これにて趣旨説明は
終わりました。

○二階堂委員長 本案につきまして
は、質疑、討論ともにその通告があり
ませんので、直ちに採決いたしたいと
存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○二階堂委員長 御異議なしと認め、
採決いたします。

国土開発縦貫自動車道建設法の一部
を改正する法律案に賛成の諸君の起立
を願ひます。

（賛成者起立）

○二階堂委員長 起立総員。よつて、
本案は原案の通り可決いたしました。

なお、本案議決に伴う委員会報告書
の作成につきましては、委員長に御一
任願ひたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○二階堂委員長 御異議なしと認め、
さように決しました。

○二階堂委員長 次に、積雪寒冷特別
地域における道路交通の確保に関する
特別措置法の一部を改正する法律案起
草の件につきまして議事を進めます。

本件につきましては、先般各党間
におきまして御協議が続けられており
ましたが、お手元に配付してあります
通り、その案文がまとめられておりま
す。

積雪寒冷特別地域における道路交

通の確保に関する特別措置法の一
部を改正する法律案

積雪寒冷特別地域における道路
交通の確保に関する特別措置法
の一部を改正する法律

積雪寒冷特別地域における道路交通
の確保に関する特別措置法（昭和三十
一年法律第七十二号）の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第三号中「凍雪害の防止」の
下に「（流雪溝の整備を含む。以下同
じ。）」を加える。

第六条中「予算の範囲内において、」
を削り、「三分の二以内」を「三分の
二」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一
日から施行する。

2 改正後の積雪寒冷特別地域におけ
る道路交通の確保に関する特別措置
法第六条の規定は、昭和三十七年度
分の予算に係る国の補助金から適用
し、昭和三十六年度分の予算に係る
国の補助金で翌年度に繰り越したも
のについては、なお従前の例によ
る。

理由

積雪寒冷特別地域における道路交通
の確保を一層強力に推進するため、積
雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計
画に基づいて実施する除雪、防雪又は
凍雪害の防止に係る事業に要する費用
に対する国の補助率を引き上げる等の
必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約
六億五千万円の見込みである。

○二階堂委員長 この際草案の趣旨に
つきまして説明を求めたいと存じま
す。松沢雄蔵君。

○松沢委員 委員長の指名により、た
だいま議題となりました積雪寒冷特別
地域における道路交通の確保に関する
特別措置法の一部を改正する法律案の
草案の趣旨につきまして、御説明を申
上げます。

北海道、東北、信越等積雪寒冷地域
は、連年その自然的悪条件により、民
生、産業その他あらゆる分野に多大の
被害を受け、ために産業経済は著しい
立ちおくれを余儀なくされ、民生また
安定を阻害されるなど、旧態依然とし
て、いわゆる雪国の宿命を脱却し得な
い実情にあるのであります。これが
抜本的な総合対策は、さきに本国会衆
議院で採択を見ました雪害対策促進に
関する決議の趣旨において明らかなる
ごとく、その積極的推進の必要がある
のであります。

かかる実態に対処するため、その基
本的対策の一として、昭和三十一年四
月、積雪寒冷特別地域における道路交
通確保に関する特別措置法が制定さ
れ、自來同法に基づきまして、積雪寒
冷特別地域における道路交通の確保を
特に必要とする主要道路について、除
雪、防雪及び凍雪害の防止事業が実施
されて参つたのであります。今日まで
約五年に及ぶこれら事業の実績は一応
の効果を上げ、これら地域住民の福祉
に貢献していることはもちろんのこと

以上が本法案の提案の理由であります。次にその要旨について一言御説明申し上げます。

まず第一に、本法が施行されてからすでに約五カ年間を経過した今日、いまだ本法の最大の目標とされている冬期間の交通が確保されていない現況にかんがみ、除雪費に補助をなして冬期間の交通を確保せしむることにしたのであります。

第二に、現在除雪の能率化並びに雪害の防除の上に多大の効果を上げておりますところの、市街地等における流雪溝の整備事業を同法の対象事業として明定し、その実施の促進をはかることとしたのであります。

第三に、同法による道路交通確保五カ年計画に基づいて実施する事業に対する補助率を、同法が「予算の範囲内において、三分の二以内」と規定しているのを、端的に「三分の二」と改め、その引き上げをいたすこととしたことであります。

以上、本草案の趣旨を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い

○二階堂委員長　ただいまの松沢君の説明につきまして、何か御発言はありますか。

○二階堂委員長　なければ、この際内閣の意見を聴取いたします。高野道路局長。

○高野政府委員 積寒特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正につきまして、政府の意見を申し上げます。

第五条の「凍害雪の防止」の中に流雪溝を含められる案でございますが、これにつきましては三十六年度からの五カ年計画に含めまして実施する予定でございます。

第六條の補助率につきましては、現在の計画におきましては、修繕等の補助率を考へまして二分の一という要求をしているのですが、しかし、これは、この法律を御制定になりました時に、法律の御趣旨に従ひまして実施するように、部内におきまして協議をするつもりでございます。

お手元に配付してあります積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律

する特別措置法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案として、これを本委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

○二階堂委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

国土開発縦貫自動車道中央自動車道建設促進に関する決議

国土開発縦貫自動車道建設法は昭和三十三年全会一致をもつて通過成立した法律である。

本法の中央自動車道は小牧、吹田間
は昭和三十九年度完成、供用開始の旨
政府は發表した。東京、小牧間は既に
五カ年の歳月と二億六千余万円の国費
を投じて調査している。

政府は、東京、富士吉田間は本年中に基本計画決定を明らかにしたが、小牧、富士吉田間についてもすみやかに基本計画を決定するとともに、明三十七年度東京、富士吉田間の事業予算については先に決定された前期五カ年計画を忠実に実行すべきである。

右決議する。

不村守江看

○木村(守)委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党の賛成を得まして、次の決議案を提出したいと存じます。

決議案文を朗読いたします。

国土開発縦貫自動車道中央自動車道建設促進に関する決議

国土開発縦貫自動車道建設法は昭和三十二年全会一致をもつて通過成立した法律である。

政府は、東京、富士吉田間は本年中に基本計画決定を明らかにしたが、小牧、富士吉田間についてもみやかに基本計画を決定するともす

に、明三十七年度東京、富士吉田間の事業費予算については先に決定された前期五カ年計画を忠実に実行すべきである。

右決議する。

が、国土開発縦貫自動車道といったしま
簡単に趣旨を御説明申し上げます
して、中央自動車道の必要性は今さら

をかしながら、この問題につきましては、上れる必要がないのであります。閣議決定を要するに過ぎないものであります。政府におきましてもなかなか決定を見ることのできない状態にありますが、幸いに閣議決定を得るに至り

としたことは、御同慶にたえない次第
あると考へております。しかしなが

聞くところによりますれば、東京富士吉田間が基本計画と決定されたのでありますが、本年度支出するい

僅少のように承つておるのであります。て、かような状態におきましては、この道路の促進の趣旨に反する

趣旨を尊重いたしましたして、東京―富

吉田間の事業をすみやかに推進して実現して参りますためには、さきに決定されました前期五カ年計画、すなわ

以上、終わります。(拍手)
○二階堂委員長　以上で趣旨弁明は終わりました。

○二階堂委員長 本件につきまして石川次夫君より発言を求められております。これを許します。石川君。

C石川委員 たたいまの決議は非常に簡にして要を得ておりまするし、また木村さんからも適切な趣旨の説明がございましたので、多くをつけ加える必要はないと思いますけれども、御承知のように、現在の政治の目標として、

至上命令ともいえる問題は、地域格差の是正、あるいは地方産業の振興ということにかかつてあると思うのであります。これに関する道路の重要な役割というものは、だれしも否定し得な

いと思うのであります。ところが、最近の道路行政は、ともするとあとからあとからできた現象を解決するためにのみ追われておるといふ点が、非常に強く目立っておると思いますけれど

も、これらの政治上の至上命令ともいえる地域格差の是正という点から言いまして、中央自動車縦貫道路という

ような先行性を持った道路の投資を行なうべきことはきわめて当然といわなければならないとわれわれとしては信じ

ておる次第であります。ところで、三十二年におきましては、この中央自動車縦貫道路を促進する法案が満場一致の議決になって現われておりますことは、今の決議案の中にも明らかにされておりますけれども、政治は立法と行政が相俟って行なわれるわけでありまして、立法府が全員一致でこれを決議しておるといふ点は、まず重視をしなければならぬ一点であるかと思ひますが、その後政府におきまして、第一次五カ年計画として東京―小牧間の予算、百二億四千万円を計上しておることは明らかであります。ところが、最近におきまして、一兆円の道路計画予算と云ふものが、一兆円では足りぬといふことで、道路の重要性にかんがみまして二兆一千億円という倍額の予算を新たに計上するといふ、途中における計画の変更をやっております。ところが、この百二億四千万円という予算は、そのままに据え置かれておるばかりでなく、三十七年度におきましてはわずかに九億円しか計上されないといふようなことに相なっておりますけれども、これは、立法府が全部が全員一致で議決をし、さらに政府が明らかに示した、この政治の責任の所在というものが全然無視されておると言つても過言ではないと思ひます。従つて、われわれがいたしましては、この中央自動車縦貫道路の重要性にかんがみまして、第一次計画といふものは政府が責任をもつて発表したという上にかんがみまして、どうしてもこの予算を下回つてはならない。この予算はあくまでも実現をさせる、これ以上の予算を計上するといふ積極的な意欲をもつて当たるべきであるという決意を

表明いたしまして、ただいまの決議に賛成をするものであります。(拍手)

○二階堂委員長 他に御発言がなければ、採決いたします。

本決議案を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○二階堂委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。

なお、本決議を政府当局に参考送付いたします場合の送付先並びに決議文の字句の整理等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますので、さよう御了承願います。

○二階堂委員長 次に、閉会中審査に関する件につきましてお諮りいたします。

本国会も数日をもって終了いたすことになりましたが、閉会中におきましても、当委員会の所管事項につきまして引き続き審査を行ないたいと存じます。つきましては、川村経義君外十七名提出にかかる街燈整備促進法案並びに国土計画、地方計画、都市計画、河川、道路、住宅及び建築に関する件につきまして閉会中審査を行ないたい旨、議長に申し入れたいと存じます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○二階堂委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

○二階堂委員長 次にただいまの閉会中審査の申し出によりまして、議院の議決で特に付託されました場合に、調査のため現地に委員を派遣いたす必要が生じたときには、その委員派遣の承認申請に関する件の取り扱いにつきま

しては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○二階堂委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

○二階堂委員長 この際児玉末男君より発言を求められております。これを許します。児玉君。

○児玉委員 まず道路局長にお伺いしたいと思ひますが、昨日午後三時、大分県大分市―別府間において、集中豪雨によりまして、約七十数名の乗客を乗せた大分交通の電車で、死者三十一名、負傷者三十六名という重大な事故が発生をいたしておるわけであります。しかも、最近の情勢等から判断いたしますならば、このような重大な死傷者を出すといふことはあまり予想されない問題であり、大分―別府という観光都市間の、しかも道路のかなりよく整備された区間において発生したことでありまして、これは技術上の問題あるいは路線の補修の問題等において相当な手技かりがあったのではないかと、今度の不祥事故に関しまして、建設省に対して出先機関からどのような報告がなされておるか、その状況についての説明をお願いしたいと存じます。

○高野政府委員 ただいまの児玉委員からの御質問は、大分市仏崎におきまして十号国道に沿ひました大分交通の電車の惨事を引き起こしました災害についてであると存じます。この十号国道は、大分と別府の間でございます。

建設省の九州地方建設局が直轄で維持をやっております指定区間でございまして、事故は大分市仏崎で起つております。事故は、この箇所は海がございましてそれから国道がございまして、その隣に電車がございまして、さらに山がございまして、山の中に国鉄が通つてゐる場所であると存じます。

○高野政府委員 ただいま私が申し上げましたのは一般国道十号についてでございます。隣に電車が地方鉄道でございまして、道路の方の出先の九州地方建設局の事務所が直接タッチはしてないのでございます。ただそれから土砂が参るという危険がございまして、鉄道の方との程度に連絡がとれていないか実は私の方にはまだ報告が参っていないのでございますが、地方鉄道の上の擁壁その上の状態が、どの程度道路の方と連絡があったかはまだ不明でございます。

○児玉委員 道路局長の今の答弁は誠意のない答弁だと思つております。九月十四、十五日に襲ひました第二室戸台風の場合において、私はたまたま帰省をいたしておりましたけれども、宮崎県等におきましては事前に警戒態勢を予告いたしました。特に宮崎市から日南を結ぶ海岸線と、さらに日南から志布志を結ぶ海岸線は、主要なる交通網であります。こういう路線に対しては、全面的にバスの運行禁止を指示いたしまして、そして万全の態勢を整えて、最小限に被害を食い止めておるといふ事実もあるわけであります。そういう情報下にあるにもかかわらず、たとえ交通機関の監督といふものが建設省の管轄にないといひまして、道路の損傷なりそのような土砂崩壊等が当然予想される場合には、建設省は事前にそのような処置を関係機関に対して指示すべき積極的な態度がほしいと思つております。ただ管轄上の問題だけにそれが放置されるとするならば、今後も予想

されるこのような災害から多くのとう

とい生命財産を守ることができない。

そういう点から考えましても、単に法

規上の問題だけでなく、そのような

災害全体をできるだけ防止するという

積極的な立場から、私たちは考えてい

かなければいけない。この点について

の見解を承りたいと存じます。

○高野政府委員 まことにその通りで

あるかと思ひます。しかしまた、現

地におきましては、国道の事務所が、

県、地方鉄道と十分連絡して、災害の

予防態勢もやっていると私は今まで

思っておりますが、今のところまだその状況が把握できていない

のでございます。

○兒玉委員 事故の発生が昨日の午後

三時でありましたから、もうすでに相当

の時間が経過しておるわけでありまし

て、この事故発生後の技術上の欠陥につ

いては、当然出先機関等の責任問題に

までなってくるのじゃないか、こうい

うふうに考えるわけでありませう。ま

た、私たちが聞き及んでおる情報によ

りますと、この地域は相当急傾斜に

なっております。私はしよつちゅう鉄

道で通っておりますけれども、幸いこ

れが隧道の上であつたからよかつたも

の、もしこれが列車事故まで発生し

たならば、相当大きな事故になる可

能性も考えられるわけでありませう。し

か、このところでは、かたい岩盤の

上に相当量の砂が乗つておつて、

今度の集中豪雨でその砂だけがぐずれ

落ちておるわけでありませうが、コン

クリート等によるワグ打等も全然して

なかつた、こういうことも聞いておる

のであります。そういうふうな点につ

いてはどういう報告がなされておるの

かお聞きしたい。

○高野政府委員 再び所管のことにつ

いて申し上げて、おしかりを受けるか

もしませんが、そのところでは道

路がありまして電車が走りまして、鉄

道はトンネルの中でございます。普通

はほかのところでは鉄道がトンネルの

ないところを走っております。その上

の山でございます。これが道路の関係

のあるところでございます。もちろ

ん道路の工作物になるわけございま

す。もし被害があれば、道路の方も分

担いたしまして共同で工作物を作ると

いうことになるわけでありませう。こ

の箇所におきましては防護がなかつた

ように思っております。この点さらに

調査をいたしませんと、ちよつと今わ

からない状態でありませう。

○兒玉委員 今度の七月以来の災害等

によつて、特にこのような集中豪雨に

よる被害からできるだけ人命、財産等

を防護する立場から、先刻宅地造成に

ついでに規制法案がようやく成立した

ばかりであります。こういう情勢等か

ら考えましても、今後の予想される災

害として、こういう特に交通量の多い

地域におきましては事前のそういう点

検を行なうべきだし、またこの大分の

場合等においては、当然電車の軌道等

を敷設する場所を変更する必要なり、

あるいはまた、今後予想される立場か

ら、当然がけくずれ等を防除するため

の緊急の措置が必要ではないかと考え

られるわけでありませうが、今後の措置

についての見解を承りたいと存じます。

○高野政府委員 お答えいたします。

私は道路の方の立場でばかり申し上げ

て恐縮なのでございますが、しか

し、道路のこういう災害が現に起きて

いるのでございますから、全体的に考

えまして、こういう災害が起こらない

ような方法をとりまして、防護等を何

らかの形で今後やって参る必要がある

のではないかと存じております。先生

のお話はよくわかりませうので、さらに

状況を調査いたしまして、今後再びこ

のような災害がこの地点あるいは他の

土地においても起こらないように、努

力して参りたいと思ひます。

○兒玉委員 こういうような地域につ

いて、実は宮崎県下におきまして、

都城から日南の唯一の路線、二級国道

でありますけれども、日南市の酒谷に

秋山と同じような状況の地形のところ

があるわけでありませう。これは国鉄自

動車その他都城・日南の主要道路であ

りますから、相当のトラック等の交通

量もあるわけでありませう。この地域が

やはり同じようなことを雨の降るたび

に繰り返しておるけれども、抜本的な

対策が講じられておらない。こういう

一つの具体的な例等から考えてみまし

ても、いま少し道路局として積極的な

指導をすべきである。もう一つは、こ

のような事態に立ち至つた場合におき

まして、建設省の出先機関が、関係機

関との緊密な連絡をとつて、こういう

災害を未然に防止する、または発生し

た場合におきましても、そういうよう

な災害をなるべく最小限度にとどめる

ような、改善の措置をとるような法的

な措置もこの際講ずる必要があるの

ではないか、というふうに感ずるわけ

であります。その点についての見解を

承りたいと存じます。

○高野政府委員 ただいまの場所以外

に、ただいま御指摘いただきましたよ

うに、日南へ参ります二級国道その他

の箇所におきましても、災害が起きる

危険性があるところが多いわけであり

ます。私もどなたかいたしましては、道路

を整備いたします場合には、あらゆる

努力をいたしまして、防災的な見地か

ら設計をしていくわけでありませう。し

かし、これから改良するところで、まだ

改良ができないようなところがあるわ

けでございます。ここで災害が起きそ

うな場所はたくさんございませう。これ

に対しまして、災害防除という費目の

予算を持っております。今後この災害

防除の予算もできるだけ増しまして、

災害が起ることを未然に防ぐ努力を

さらに続けて参りたいと思つておりま

す。また、道路の防災対策につきまし

ては、各地建、県等が、これは道路の

立場だけでなく、河川の方、警察の方

などと連絡して、防災の対策を練る

ようにという指示を始終しております

し、また現地におきましてそれぞれ

やつておるわけでございますが、な

お、今後さらにこれを強化して、遺憾

のないようにして参らなければならな

い。今回の被害にかんがみまして、痛

感する次第でございます。

○兒玉委員 それでは、最後に要望い

たしまして、私の質問を終わりたいと

思ひます。

○高野政府委員 二級国道広島・松江

線の整備の方針についての御質問で

ございます。ただいまこまかい資料を

持っておりますので、また今後計画

をさらに確実にする必要がありますの

で、資料に基づきましても概括的に申

し上げるわけでありませうが、私ども

の計画といたしまして、今回の道路整備

五カ年計画では、二級国道は大体今後

十年で完成することになっておるわけ

でございます。しかし、資金等の関係

で、前期の五年、今回の三十六年から

いでの建設省当局の明確なる見解等

を含めて提出方を要望いたしまして、私

の質問を終わりたいと思ひます。

○高野政府委員 現地にも照会いたし

まして、さっそく資料を調整いたしま

す。

○二階堂委員長 大原亨君。

○大原委員 道路の整備につきまし

て、具体的な問題を少しばかりお尋ね

したいと思ひます。

何と言いますか、陳情整備というか、

道路の整備の上でばらばらで合理的で

ない方針、そういうことがあるため

に、いろいろ国の税金を使う上におい

ても、だれが考えても合理的だと考え

ることがスムーズに実現できない、こ

ういうことが相当あるのではないかと

思ひます。で、時間も迫つて

おりますから端的にお尋ねするので

が、広島・松江間の二級国道の整備

についてであります。この二級国道の整

備につきましまして、五カ年計画の中に

四十年までの計画では、改良は全部の六一%、舗装が全部の四三%程度になるように引き上げることができるとの計画でございます。これは、今後の事業費の全部から申しますと、約三七%程度がこの五カ年に入る計画でございます。従いまして、六三%は四十一一年からの五カ年で工事をするという計画でございます。従いまして、二級国道広島―松江線につきましても、今回の五カ年計画では全部完成に持つていない状態でございます。しかし、私どもといたしましては、道路計画をいえます場合に、できるだけ交通量の多い路線につきまして、交通量が多くて交通の隘路になっていく区間、町の中の屈曲が悪いとかそういうところから先に手をつけていくというつもりで、道路管理者でございましてと相談いたしまして、個所を選んで仕事を始めるということにしているわけでございします。

○大原委員 御答弁の趣旨は、御答弁の限りにおきましては理解できるのがありますが、その広島―松江間の二級国道で、今関係者の中で一番問題となっておるのは、特に広島市の可部町の交通量が多いということでありまして、これは、先般私は関係者に聞いてみましたが、十二時間で切って調査したのですが、三千五百台の自動車だ、こういうふうに調査が出ておるのであります。中国地方あるいは関西におきましても非常に有数の煩瑣なところで、その中で一番問題となっておりまして、途中でいろいろと改修がなされておりますけれども、可部町というところが一番大きなネックになるのではなにか。御承知のように町内が九十度ま

曲がっている。そういう道路がある上に、狭くて全然スピードが出せないでございまして、両方の商店やその他が動きがとれない。ほとんど通常の交通がとれない。交通態勢がでない。この調子でいけば、二年のうちに麻痺状態になるのではないかと、こういうふうな言われておるわけですね。全般的にはあちこちが補修をなされておるわけでありまして、そういう非常にネックになっておる点に合理的に集中的に金を注ぎながら、全体の交通の隘路を開通していくということ、道路の整備の上で大切だと思っておりますが、その点につきまして、特定の地域を云々というわけはなし、一番ネックになっておるそういう問題につきましましての建設省の御方針を伺いたいと思ひます。

○高野政府委員 ただいまのお話の通りでございます。私どもは、できるだけネックになっていくところから仕事を始めて、しかもこれを集中的に片づけていきたいという願望を持っております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、二級国道を完成するために必要な事業費の三七%程度しかこの五カ年にかけることができないという事情もございまして、予算が十分回らないという状況があるわけでございします。しかし、この広島―松江線のうちで今お話しがなされた可部の町の中などは、今のままで今の道路を広げていくというような手法で改良ができないことはよくわかっておりますし、またもうすでに麻痺しているわけでございますから、このままでいいけないというところも十分承知しておりますので、さらに計画を固めて参るわけでございしますが、私

といたしましては、できるだけ早く可部のバイパスを作つて参りたいと思っております。また一挙に工事が完成できない場合にも、用地の獲得だけできただけ早くやつて参りたいと思っております。

○大原委員 私ども、その道路の整備状況を見ておまして、各町村でそれぞれ陳情いたしまして、それに適当に分けるといふことになりまして、私の方ではそういう点で率直に言えば全部に關心があるのですが、しかし合理的に整備するということになると、今のお話のように重点的に集中的にやらなければならぬ。そういう立場に立つて私は申し上げるのです。その今ネックになつておる可部町というところの問題でありますけれども、そこに、三十六年から三十七年にかけまして、今お話しのように、町の西側の方に新しい道路、二級国道を作つていくという計画でありまして、しかし、途中だけぽつんと、約四千メートルぐらゐある中で一部だけを買収をいたしました。あるいは道路に手をつけまして、非常に次の年度からの工事、敷地の買収、工事の進捗、あるいは交通の行き詰まり、こういうものが出てくるのじゃないかと思つております。そういう点は、全体の観点に立つてその隘路を開通するという点で、指導的なそういう立場に立つて合理的にやつていただくことが必要ではないかと思ひます。その点について御見解を伺いたい。

○高野政府委員 可部のバイパスは、今お話が出ておりますように、大体四千メートルぐらゐの延長があると思うのであります。私といたしましては、

はこれまただいまお話がございましたように、用地などは一挙に買い取らずに、初めに買収したところとあとに買収するところで価格の変動などがありまして、買収単価が変わるといふ困つた問題が起きますので、できるだけ集中して一挙に解決して参りたいと思ひます。なお、これは、県の方ともよく相談をしまして指導もいたしまして、集中的にやつて参りたいと思つております。

○大原委員 集中的におやりになるといふことなんです。これはその期間だけは一気、たとえば三十六年度から始めて三十七年度なら三十七年度、こういうふうにおやりになるその中で、具体的な方針を立てて計画を実行されるということが大切であると思つております。他の地域についてはどうとかいふことはありませんけれども、私は、ここだけは重点的にやらないうと、先ほど申し上げましたように、あなたもお認めになつておりますように、買収の金額が次の年度になれば倍以上になるかもしれない。あるいは前の年に不満が出るかもしれない。交通が麻痺状況になるかもしれない。片道交通ということになると、狭い道を迂回することになりますと、非常に不便であります。そういうこと等から考えてみて、私は、そういう点については具体的な計画を立てて、昭和三十七年度までに、四千メートルぐらゐでありますから、それに力を入れて解決をしていただくことが大切ではないか。広島県にも強く要望しておきまして、たけれど、たとえば日本鋼管を誘致するとか、いろいろな財政負担をやるとか、実際上国が計画的に合理的に指

導しなければならぬ、こういう点はあります。私は思ふのです。その点につきまして私は私の意見を申し上げましたけれども、これに對しましてあなたのお考えを伺いたい。

○高野政府委員 先ほど申し上げましたように、私もそのように考えております。できるだけ努力をして参りたいと思ひます。

○大原委員 それでは、その点一度にできるだけ合理的に集中的にこの問題を解決していただきまして、そういう交通の問題や混乱が起きないように、全体を見通して御努力いただきたいことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○兒玉委員 大臣にお伺いしたいのでございします。先ほど道路局長に對して具体的な問題について御質問申し上げましたが、一級国道の管理の最高責任者である大臣の見解を承りたいと思つてあります。

すでに大臣にも報告があつただろうと思つておりますが、昨日の午後三時に、大分と別府の間におきまして、一級国道十号線のがけくずれによりまして、大分交通の満員電車がこれに埋もれまして、死者三十一、負傷者三十六という重大な事故が発生いたしております。この重大な事故が原因としておるわけであります。これらの措置にいたしまして、最高責任者である大臣にいたしまして、単に国道の路面だけを管理すればよろしいということではなくて、それに付随するところのいろいろな問題点があるわけであります。そこで、今年の災害の特徴を見ておきますと、集中豪雨によるところの土砂崩壊によつての災害というのが非常に顕著な状況にあるわけであります。こうい

う点等から、しかも大分一別府間の国道といふのは、観光地としてきわめて重要な地位にあり、しかも交通量も非常にひんばんな地域に発生した事故だけに、道路管理の面において、特に異常災害時におけるところの下級機関に對する事前の連絡、これによつての災害の防止といふことは、道路管理の最高責任者として十分の注意を払うべきではなからうかと考えるわけであります。特に私の官邸県下等におきましては、台風銀座の異名までもらつておりますが、今回の室戸第二号台風の場合におきまして、事前の警戒について十分な予防措置が指令されまして、最小限に被害を食い止め、人畜等の被害はほとんどなかったわけであります。今回のこの大分交通の事故にかんがみまして、単にこれは大分交通だけの責任でなくして、道路管理並びに災害時におけるところの災害対策あるいは警戒対策の立場から建設省当局としては十分に考慮を払うべきではないか。こういう点等につきまして、ただいま道路局長に具体的な質問を行なつたところでありまして、大臣の出席がおくれましたので、今申し上げました点について、大臣の御見解、並びに今後の措置について、最高責任者としての立場から、明確なる御答弁を願いたいと思つたわけであります。

○中村國務大臣 実は私は、今朝この大分一別府間の土砂崩壊による惨事につきまして新聞紙上でまず拝見をしまして、痛ましい事件で驚きまして、事務当局にもその調査を命じ、今わかつております範圍の説明を聴取いたしておるわけでございます。また事務当局としても、先ほど御質問があつたようでございますが、お答えを申し上げるのに十分な実態の把握ができていないかと思ひますが、国道につきましては、崩壊しました百五十立方メートルほどの土砂の排出等の作業をいたしまして、交通の確保ははかつておるようでございます。いずれにいたしましても、山に面したところに鉄道がございまして、鉄道の大きな事故になりましたことは遺憾にたえない次第でございます。考え方によりましては、かような豪雨の際には、鉄道、電車等の交通機関は、その豪雨の間運行を停止すべきであつたかと思ひますが、これもあとの祭りでございます。問題は、こういったような土砂崩壊を今後いかにして防止するかといふこともございまして、この犠牲者に対してどこがどういふうに慰謝の道を講ずべきか、こういうふうなことにつきましては、私もこれから十分に検討をいたしたいと思つておるわけでございます。今の段階では、これはだれの責任であつてどうすべきものであるかといふことまでは申しかねる状態でございますが、あらゆる角度から研究をいたしたいと思つておるわけでございます。

○兒玉委員 大体大臣の答弁で不足はないわけでありまして、先ほど道路局長の見解等を聞いておりますと、こういう災害時における事前の措置が決して十分ではない、私はこういうふうにご感ずるわけでありまして、もちろん、地方軌道なりあるいは一般自動車道の輸送制限は、ただ建設省の一方的な措置だけでできないことはよくわかつておるわけでありまして、この点は、単にそういう管轄の問題だけでなくして、異常時の災害から最小限度に被害をとどめる、こういう積極的な立場をとるべきではないかと思ふ。特に今度の大分の場合におきましては、先ほど申し上げたわけでございますけれども、前日の十一時ごろから継続的に集中豪雨に見舞われておりますし、しかも、事故発生現場等におきましては、私たちが聞き及んだところでは、コンクリートのワグ打ちもしてない。これは当然予想される場所であり、非常に交通量が多い地域でもありまして、そういう客観的な情勢等から判断をいたしまして、やはり建設省の出先機関でこういう集中豪雨に対する警戒態勢がもう少し事前にとられておつたならば、おそらくこの事故は未然に防止できた、こういうふうに私は判断するわけでありまして、そういうふうな集中豪雨時、特に交通量のひんばんな地域の警戒態勢についての今後の措置について、最後に大臣の見解を承ります。

○中村國務大臣 たいだいまお話しのような点につきましては、われわれとして十分研究をいたしたいと思つております。

○二階堂委員長 この際、中村建設大臣より、国土開発縦貫自動車道中央自動車道建設促進に関する決議に關し発言を求められております。これを許します。中村建設大臣。

○中村國務大臣 たいだいま委員長からお示しをいただきました国土開発縦貫自動車道中央自動車道建設促進に関する決議、この御決議に對しまして若干意見を申し上げます。

前段の方は何ら異存はございません。ただ、後段に「小牧、富士吉田間についてもすみやかに基本計画を決定するとともに」とございまして、これもごもつとも趣旨でございます。われわれとしては、できるだけすみやかに基本計画を立ててもらいたいという考えは同感でございますが、目下のところ、すみやかといふのはいつをさすかといふことになりまして、明確に申し上げかねる状態でございます。

次に、「明三十七年度東京、富士吉田間の事業費予算については先に決定された前期五箇年計画を忠実に実行すべきである。」この御趣旨もごもつともでございますが、ただ一言つけ加へさせていただきます。小牧、吹田間については、御承知の通り、小牧、吹田間につきましては、前期五箇年計画で組まれた計画よりも数年間ずれてきておる。これは、用地買収あるいは世銀の借款、いろいろな関係が原因しておるわけでございますが、結局昭和三十九年度でなければ完成できないというふうなことに相なつてきておるのでございます。従つて、前期五箇年計画がこの高速自動車道といふものから見まして、ことにまたその中の縦貫自動車道中央道といふものについて考えまして、相当のずれを生じておることは現実の事実でございます。これらのずれとの関係もございまして、忠実に実行に移すようにわれわれは全力を尽くしますが、前期五箇年計画にございまして金額が、前期五箇年計画が續いておるとすれば昭和三十七年で終わるわけでございますが、その期間に盛り込むことは至難である事情もおくみ取りをいただきました。われわれとして

しては、御決議の趣旨を努めて体しまして努力をいたしたいということを、この機会に申し上げておきたいと思ひます。

○木村(守)委員 たいだいま大臣から御意見の御開陳がありました決議案につきまして、提案者として補足並びに御質問申し上げたいと思ひます。

後段の問題でございますが、せっかく中央道の予算が三十七年から四年間に四百億と決定したのですが、聞くとこれによりまして、大体二十億以下の予算要求をしておるといふことであります。先ほど来道路問題についていろいろ質疑応答があり、また大臣から、小牧、吹田間の事業のおくれた原因は土地買収に非常に思わざる時間を要したからだといふようなことがありましたが、そういう点から考えますれば、せっかく東京、富士吉田間をやること、が決定したしたのでありますから、東京、富士吉田間の全区域においてすみやかに用地買収を行なつておくということが、事業を最もすみやかに推進する一つの大きな原因にならうと思つております。そういう点から考えまして、二十億以下の要求といふようなことではいけないのでありまして、これは四年間に四百億を使いまして、一年に少なくとも百億平均になつて参ります。前期の五箇年計画で利息まで入れて百二十億四千万円になりますので、その金をどうしようといふわけではあります。が、少なくとも用地買収を全区域においてすみやかに進めておくということが、この道路を建設するのに最も大事なことでございまして、その点を特に要望した次第であります。これに對して大臣の御見解を御開陳願

いたいと思います。

○中村国務大臣 御趣旨まことに、もつともございまして、われわれとしましては、中央道及び並行して行ないます東海道、いずれも用地買収が非常に至難でありますことと、名神高速道路の例のように、非常に至難でよくれて参りまして、当初の予定よりも三倍くらいの用地費を食つてゐるような点にかんがみまして、基本計画ができましたら、まず先に用地買収をできるだけ大幅に全線にわたつて実施をいたしまして、早く確保するということが先決問題であると思つております。

この本質的な趣旨につきましては全く同感でございます。ただ、御承知の通り、中央道、東海道問題は、五カ年計画の策定にあたりまして、最後まで大蔵当局との間並びに政府内部の調整がつかみませんで、非常に難航いたしました次第であります。本日五カ年計画の閣議決定ができましたが、その前に中央道、東海道は並行してやるといふ基本計画を、関係閣僚懇談会で取りきめをいたしました。それがきまるまでというものは、建設省がいかに熱望をいたしましたも、他の方面との調整の関係上、成り行きが確定しなかつたわけでございます。いよいよここに確定をいたしましたので、すでに道路局長から申し上げたかと思つて、すみやかに東京―富士吉田間についての基本計画の策定に着手をいたしました。本年内にはどんなことがあつても完成をしたい、こういうわけでありまして、この基本計画の策定と用地買収の着手、こういうことになりまして、基本計画のできないうちには、路線のおおよその見当で用地買収を開始するわけに

参りませんので、これからならみ合いますと、三十七年度に盛り込むべき予算の規模はどのくらいが妥当であるかというところにつきましては、私ども再検討して参りたいと思つては、現在大蔵省に三十七年度中央道分として予算の概算要求をしております。金額は確かに二十億前後でございますが、問題はすでに発展をいたしまして、中央道はやるということにきまり、また規模も明確に盛り込みました金額が四百億、そのほかに調整資金もあるということになりまして、われわれとしましては、現段階を基本にして、さらに予算要求についても再検討をいたしたいと思つて、再検討はいたします。今申し上げたように、基本計画の策定がやはりそう一朝一夕にできませんので、本年一ぱいくらいはかかるのかと思つて、それとのにらみ合ひにおきまして、必要な金額を盛り込むように財政当局に要求をいたしまして、実現を期して御期待に沿うように努力して参りたいと思つております。

○木村(守)委員 大臣がただいま申されましたように、この中央道の閣議決定に至るまでの経過という点から考えますと、非常に難産であつた一言に申し上げてもよいと思つております。そういうような難産であつたがために、明年度の予算が二十億くらいになつておるといふようなことから、地元の方々だけでなく、国会議員の一人といつても、将来四百億と予算をきめても、これを使いこなせない、使わないような状態に終わるのじゃないか、ほんとうに手形は渡したがる、その手形は不渡りであつたというやうな状態になるのではないかと

ことが、一番心配する問題だと考へるのであります。そういう点から今日のこの決議案を出したような次第でありまして、その点をとくと十二分に御了承願ひまして、そういう心配のないやうにお願ひする次第であります。

また、これに関連いたしまして、御承知のように本年度中には基本計画をやつてしまふ、そして明年度はその基本計画に従つて大体二十億くらいきり使えないだらうというやうなお話でありますから、三十六年度に基本計画が立つのですから、明年度に用地買収を全線にわたつてやるということになりましたならば、これは二十億そこそこのは済まないのではないかと私は考へております。そういう点からお聞きをすのであります。東京―富士吉田間全線の土地買収をやるとすれば、大体どのくらいの土地買収費を要するか、ちよつと伺ひたいと思つております。

○高野政府委員 東京―富士吉田間の用地買収の補償費は百三十億円程度と考へております。

○木村(守)委員 ただいま東京―富士吉田間の土地買収費が百三十億というやうな話を聞きましたので、これは名神高速道路の工事の遅延というやうな点から考へまして、また東京都内の道路の問題から考へても、仕事をやるというのを決定いたしましたならば、すみやかに土地買収をすべきであると思つて、そういう点から考へまして、二十億という予算に拘泥するやうなことなく、ほんとうに明年度に於いては全線の土地買収をするのだというやうな考へ方によつて、あらためて予算要求をする考へがあるかどうか、大臣にお伺ひしたいと思ひま

す、

○中村国務大臣 これはもう御承知の通り極力用地買収を先にすることが必要でございますので、私どもは基本計画が完了いたしましたら活発に進めていく、ことに手形が不渡りになるやうなことがあつては相ならぬというお話をございしましたが、その通りでございます。不渡りにならないやうに四百億つきました予算が足りないくらいは勢いで実施をいたしたいと思つて、それで、三十七年度としては予算規模を幾らにするかという、交渉にいろいろの経験上の手間の取り方等もございしますし、場合によりましては、予算のほかに、予算外国庫負担契約等によつて契約だけはどんどんできるように進捗をはかる。これは大蔵省との今後の折衝の問題もございしますが、いずれにいたしましても、基本計画がきまりましたら、用地買収については活発に実施のできるやうな方法は講じて参りたいと思つております。

○二階堂委員長 石川次夫君。

○石川委員 先ほど提案された国土開発縦貫自動車道中央自動車道建設促進に関する決議で、大体の趣旨につきましては明らかにされております。今の質疑応答で大蔵省の意図もわかりましたが、念のために私の方からも一言つけ加えて伺つておきたい。

これは言ひ古されたことでありますけれども、御承知のように、最近の政治的な至上命令として、地域格差を何とか是正しなければならぬ、そのためには地方の産業を開発しなければならぬという、この役割の中で果たす道路の使命というものは、非常に大きなものがあることは言うまでもないこ

とであります。ところで、最近縦貫道路も東海道とか中央道とかいろいろいわれております。東海道もなるほど必要であることはわかりますけれども、これはいわば経済性を無視したくらしいの割高な予算をもつて、跡始末をやつておるといふ形になつておると思ひます。やはり道路というものは、その持つ使命からいたしまして先行性を持たせなければならぬ。これは言うまでもないと思つて、今さら今までの道路行政を批判するという意味じゃございしませんけれども、道路があつたらあつたから追いつけていくというやうな状態では、決して地方産業の開発というものの使命を十分に果たすことができないというところは、私から言うまでもないと思つております。

それで、中央道のことに関しましては、三十二年に国会議員が全員捺印をして決議をしてゐるわけでありまして、そのことは今さら言うまでもないことであります。実はこの間も中央道の視察に山梨県の方に参りましたときに、山梨県の知事から、全員一致をもつて決議をしたものがさつぱり実現しないといふことは、国会議員が国政に参与してゐないといふことにほかならない、こういうやうな発言があつたわけでございます。大蔵省とか何か知りませんが、一部の行政官僚というものが適当に政治を壟断してゐるという形であつて、国会の使命といふものは何ら果たされてゐない、こういうやうな発言がありましたときに、われわれとしてはほんとんど返す言葉がなかつたというのが実態であります。この立法院としてのわれわれの使命、さらに政府といたしましても、さきに第一次五

カ年計画の中で百二億四千万円というものを明確に示してあるわけです。それが現在までほとんど使われておらない、何ら実現のための努力の跡が見えないということ、地元のみなならず、これは国会の権威にかけても何として放置することができないことは言うまでもないと思う。一兆円の道路予算としても予算が足りないという道路の重要性にかんがみまして、第一次五カ年計画の終わらない最中に切りかえになつて、二兆一千億、倍額に増額をされておるといふような事態も、もちろん道路の重要性から見てきわめて当然であると思います。そういう点からみまると、百二億四千万という予算は増額すべきものではないか。数字の上からそういうことになると思う。ところが、先ほど木村さんからも御質問がありました。三十七年度でわずかに二十億前後ということは、全く政治の責任の所在が無視されていると言つても過言ではないといわざるを得ないわけでありま。用地買収のことについても話がありましたが、いつの場合も、小間切れに用地買収をやりますと、だんだん割合になつていく、だんだん暴騰していくといふことで、国家の財政が非常にむだに費やされるというものが今までの慣例であります。今聞きますと百三十億円の予算だそうでございますけれども、実は山梨県あるいは八王子あたりでは、県有の土地は全部無償で出そう、私有地の買収についても積極的に、おれの方で全責任を持つてやつてやる、こういう非常に積極的な意思表示があるわけでありま。そうなりますと、百二億四千万が来年度二十億、これが基本計画の問題との関連も

あることは、今の大臣の御答弁でよくわかりますけれども、しかし、二十億といふのでは、あまりにもこれはひど過ぎるのではないか。従つて、われわれとしては、百二億の買収を一本にやつてしまおう、地方自治体の協力を得れば、百三十億も一本にやつてしまおうといふ熱意があるわけだ。従つて、百二億を下らないという政治責任の所在を明らかにする意味でも、今までの御答弁の二十億というふうなことでなくて、積極的につつ百二億を上回るくらい熱意をもつてやつてもらわれないことには、道路の先行性、地方産業開発の任務を達成できないといふふうに痛感をする。従つて、今さらだめ押しみたいな形になりますけれども、国会の意思を尊重する、政治責任の所在を明らかにする、それから中央道の重要使命といふものを十分確認した上で、積極的に建設大臣の応援をするつもりでわれわれの決議をやつたといふ趣旨もよく考えていただいて、ぜひ第一次五カ年計画に劣らない、必ず実現させるといふ熱意をもつて、一つ処理したいといふ意欲をこゝで発表してもらいたいと思ひます。

○中村国務大臣 皆さんの御熱心な御趣意はよくわかつております。先ほど申し上げました概算要求の二十億前後といふものにつきましても、御趣意の線に沿ひましてわれわれとしては再検討いたし、三十七年度用地の確保を大幅にできますように、できるだけ努力をして参りたいと思つておりま

す。○中島(蔵)委員 だいぶ時間もおそくなりましたので、ごく簡単に希望や要望を申し上げたいと思つてわけでありま

す。ただいま木村、石川両委員からお話があったことに尽きておるのでありますけれども、実はわずか十日ばかり前でありまが、山梨県で、村の名前をちよつと忘れましたけれども、山林の入れをしまして、大体五千万円程度の入れがいい、こういうような考えをしておりましたところが、中央道の予算が四百億に決定したといふような風評が流れてまして、そして七千八百万で落札した。こういうように、中央道の話でもつて、すでに山梨県の富士五湖周辺の土地は値上がりしたきざしが出ておる、こういう実情なんです。それから、名神高速道路について見ても、先ほど大臣からお話のありましたように、山から畑から田から合せて千二百幾らといふような予算を最初建設省は立てたのでありますけれども、実際は三千九百幾らといふような三倍の値段になつておる。こういうような状態なんです。従ひまして、先ほど木村守江委員からその点を詳しく御説明になりましたけれども、現在の中央道周辺は、山梨県はもう県有地、村有地は全部無償で提供する、それから私有地に對しましても、建設省をあまりわずらわさなくて、県でもつて積極的に支援して達成する。こういうような空氣が醸成して、また、この間中央道視察に入王子に行つたときも、八王子の市長からそういう意味のことが言われたわけでありま。それから、第二の問題といひまして、建設省は十九億とか二十億とかいふ予算要求をされた

議決定をされたわけでありま。そして富士吉田までは着工するといふことがまつて、政治の局面がもう大きく回転したわけでありま。それから、ただいま申しました名神国道の轍を踏まぬように、一挙に、少なくともこの前の五カ年計画に示された百二億を上回る予算でもつて土地買収だけはやつていたきたい、こういうように考えるわけでありま。

それから、大臣は、名神高速道路がおくられて、三十七年度供用開始の予定が三十九年に延びた、そういういろいろな事情から、こちらもおくれているのはやむを得ないといふ御趣旨のことを言われましたけれども、名神高速道路は確におくられておるし、予算も非常に増額になつておるわけでありま。しかし、この責任はどこにあるかといへば、道路公団だ何だと言ひましても、結局帰するところは監督者である建設大臣の責任にあるわけでありまして、従ひまして、あらがうおくれたからこれへしわ寄せするといふようなことは、理屈にならないと思ひます。ことに本年度五カ年計画を改定した以上は、それでもつて向こうのしわを改めて、少なくとも昭和三十三年に策定したこの予算を削るということでは、どうしても理屈が成り立たぬことである、こういうように私は考えるわけでありま。非常に建設当局を追及するやうな言葉になりましたけれども、われわれ社会党だけでなしに、与党の諸君も、ここ数代の建設大臣のうちでとにかく責任を持つてたよりになるのはあなた一人だけだ、今までの大臣はおさなりのロボット大臣でだめ

だった、こういう意見がもう全会一致であるわけでありま。それから、どうか大臣は大きな見通しのもとに立つて、この用地買収費だけは来年度全額見積もつていただきたい。沿道民はもう一致協力して今のような態勢でありますから、必らず先ほど道路局長の言われた百三十億の線で押えられると私は思ふのです。昭和三十四年度の建設省の発表したのは、東京から富士吉田まで八十億程度のものでありましたけれども、その後二カ年の歳月がたつておりますので、そういうようなことが実態でなかつたかと思ひます。もしそうでないといふと、また名神国道の轍を踏みまして、三倍もの用地費を食つて、そのあげくに工事が非常に遅延して、国の産業に及ぼす影響が大きくなる、こういうように考えるわけでありま。ので、ぜひともこの用地買収費だけは来年度は完全に予算に盛つていただきたい、かように考えるわけでありま。それを消化する、せぬといふやうなことを道路局長もいふ言われま。すけれども、名神国道なんかは、昭和三十三年度は三十四億何千万かを計上して、わずか二億七千万しか使つておらないが、昭和三十三年度におきましては、前期の三十二億の繰り越しと、その年の八十億、百十億の予算を二十億しか使つておらぬ。こういう点から考えましても、建設省がその意思になつて強く当たればこの予算は獲得できるし、そしてただいま申しましたやうな富士吉田までの用地買収は必ず来一年で解決できる、こういうやうに考えますので、そのように御努力をお願いしたいと思つてわけでありま。答弁は要りません。

〇二階堂委員長 次会は来たる三十日
開会することとし、本日はこれにて散
会いたします。

午後零時三十六分散会

〔参 照〕

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を
改正する法律案（塚原俊郎君外三十六
名提出、衆法第二八号）に関する報告
書

〔別冊附録に掲載〕

建設委員會議録第一号中正誤	頁 段 行 誤 正
〇 四 末より 第八十六号 第十五号	八 八 方え 方へ
建設委員會議録第二号中正誤	頁 段 行 誤 正
七 一 末より 八 方え 方へ	八 八 方え 方へ
建設委員會議録第三号中正誤	頁 段 行 誤 正
一 五 末より 八 「災害」 「災害」	八 八 「災害」 「災害」
六 一 二五 値もぬ 値せぬ	六 一 二五 値もぬ 値せぬ
六 二 二九 河川 「河川」	六 二 二九 河川 「河川」
六 三 二二 外目的 多目的	六 三 二二 外目的 多目的
八 二 一五 お尋ね お尋ね	八 二 一五 お尋ね お尋ね
八 三 三〇 専ね 尋ね	八 三 三〇 専ね 尋ね
九 三 末より 五 参り になり	九 三 末より 五 参り になり
九 三 末より 二 以上これ は 以上	九 三 末より 二 以上これ は 以上
九 五 末より 四 いるいは あるいは	九 五 末より 四 いるいは あるいは
一〇 一 二〇 とか。 とか、	一〇 一 二〇 とか。 とか、
二 二 末行 とりて とうて	二 二 末行 とりて とうて
二 四 末より 六 用求 用水	二 四 末より 六 用求 用水
二 五 一 二 用求 用水	二 五 一 二 用求 用水
三 三 七 しょう か。 しょう か。	三 三 七 しょう か。 しょう か。
三 四 末より 五 いまして しまして	三 四 末より 五 いまして しまして
三 五 一 八 みる、 おる、	三 五 一 八 みる、 おる、
三 五 二 現解 理解	三 五 二 現解 理解
三 三 一 七 まがのう まかのう	三 三 一 七 まがのう まかのう
三 三 二 〇 おく おる	三 三 二 〇 おく おる
三 四 一 一 四 する おる	三 四 一 一 四 する おる
三 四 二 末より 九 魃 旱魃	三 四 二 末より 九 魃 旱魃

一四 四 二二 州業 工業	一四 四 二二 州業 工業
一四 四 三二 ついて ついて	一四 四 三二 ついて ついて
建設委員會議録第四号中正誤	頁 段 行 誤 正
三 二 一二 同ず 同じ	三 二 一二 同ず 同じ
三 三 三 地常 地帯	三 三 三 地常 地帯
八 一 末より 九 本法案を 本法案と	八 一 末より 九 本法案を 本法案と